

# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

目 次(\*については県例規集登載事項) (取扱課室名) ページ 〇 人事委員会規則 \*26 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1 〇 教育委員会規則 \*16 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ..... 2 \*17 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 2 \*18 教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 2 〇 告示 1150 社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録 (長寿社会課).....2 (障害福祉課).....3 1151 指定自立支援医療機関の指定 ( ").....3 1152 " \*1153 和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定 (果樹園芸課).....4 1154 保安林の指定の解除予定 (森林整備課).....4 1155 保安林の指定予定の通知 ) . . . . . 4 ) . . . . . 5 1156 " ) . . . . . . 5 1157 " ) . . . . . 5 1158 " ).....6 1159 保安林の指定施業要件変更予定 IJ 1160 宅地建物取引業者の事務所不確知 (公共建築課).....6 〇 公安委員会告示 35 警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による審査の実施 ..... 7 〇 公告 (都市政策課).....9 準都市計画区域の案の縦覧 役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格審査申請の受付 (総務事務集中課).....9 〇 諸報 (収用委員会).....16 和歌山県収用委員会公示送達

## 人事委員会規則

#### 和歌山県人事委員会規則第26号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年9月12日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。 第8条第1項中「1.25」を「1」に改め、「とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り 捨てた額」を削る。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

## 教育委員会規則

#### 和歌山県教育委員会規則第16号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年9月12日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号)の一部を次のように 改正する。

第5条の3第1項中「1.25」を「1」に改め、「とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」を削る。

附則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

#### 和歌山県教育委員会規則第17号

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年9月12日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「6,400円」を「8,000円」に、「12,800円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「6,000円」を「7,500円」に改め、同項第3号中「3,400円」を「4,250円」に改め、同項第4号中「2,400円」を「3,000円」に改める。

附則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

#### 和歌山県教育委員会規則第18号

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年9月12日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第7号)の一部を次のように 改正する。

第5条第1項第1号中「6,400円」を「8,000円」に、「12,800円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「6,000円」を「7,500円」に改め、同項第3号中「3,400円」を「4,250円」に改め、同項第4号中「2,400円」を「3,000円」に改める。

附則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

# 告 示

#### 和歌山県告示第1150号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業

者を次のとおり登録したので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定に基づき公示 する。

平成26年9月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	実 施 す る 特定行為の種別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	登 録 年月日
30100008 6	特別養護老人 ホームきしが わ園	紀の川市貴志川町 尼寺359	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養	社会福祉法人聖アンナ福祉会	紀の川市貴志川町 上野山302-1	平成 26.7.1
30100008 7	サービス付き 高齢者向け住 宅イクルみな ベ	日高郡みなべ町東 吉田673-1	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀 痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養 経鼻経管栄養	有限会社フル ライフ	日高郡みなべ町埴 田1766	平成 26.8.1
30100008 8	介護老人福祉 施設緑風苑	海南市孟子字波免 709-1	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀 痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養 経鼻経管栄養	社会福祉法人和生福会	海南市孟子字波免 709-1	平成 26.8.1
30100008 9	特別養護老人 ホームカルフ ール・ド・ル ポ印南ヌーヴ オ	日高郡印南町山口 150-1	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養	社会福祉法人同仁会	日高郡印南町山口 150-1	平成 26.4.1
30100009	特別養護老人 ホームカルフ ール・ド・ル ポ印南ヌーヴ オ(短期入所 生活介護)	日高郡印南町山口 150-1	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養	社会福祉法人同仁会	日高郡印南町山口 150-1	平成 26.4.1

#### 和歌山県告示第1151号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成26年9月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
公立那賀病院	紀の川市打田1282	腎臓に関する医療	古本伽	平成 26.9.1

#### 和歌山県告示第1152号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成26年9月12日

和歌山県知事	仁	坂	吉	伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	相 正 年月日
海南医療センター	海南市日方1522番地1	整形外科に関する医療	中谷如希	平成 26.9.1

#### 和歌山県告示第1153号

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例(平成25年和歌山県条例第16号)第7条第1項に規定する知事が定める県外の区域を次のとおり指定し、平成26年10月12日から施行する。

平成26年9月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

都 道 府 県	市 町 村 (特別区を含む。)
愛知県	犬山市

#### 和歌山県告示第1154号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年9月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字坂本谷1133の2
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

#### 和歌山県告示第1155号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年 法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年9月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡高野町大字東富貴字堂本230、250、252から254まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字堂本230・253 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び伊都振興局地域振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1156号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年 法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年9月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町近露字和田谷1457(次の図に示す部分に限る。)、字太 尾2679の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字和田谷1457 (次の図に示す部分に限る。)、字太尾2679の2 (次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1157号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年 法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年9月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町赤木字橋ノ谷1423の1、1450の6、1450の7
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1158号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年 法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年9月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町能城山本字畑野焼山1125、1125の1、1126、1148から1153 まで、1153の1、1154、1155
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁 振興局地域振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1159号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33 条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年9月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 和歌山県告示第1160号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、 和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課まで申し出るよう宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号) 第67条第1項の規定により公告する。

なお、この告示の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者 の免許を取り消す。

平成26年9月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 商号又は名称 西長不動産
- 2 代表者氏名 西壽明

- 3 主たる事務所の所在地 新宮市三輪崎2-9-17
- 4 免許証番号 和歌山県知事(3)3316号
- 5 免許年月日 平成23年5月7日

## 公安委員会告示

#### 和歌山県公安委員会告示第35号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定による審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。

平成26年9月12日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

- 1 審査の種別及び級
  - (1) 空港保安警備業務1級及び2級
  - (2) 施設警備業務1級及び2級
  - (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
  - (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
  - (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級
- 2 審査日時

平成26年12月4日(木)午前10時から午後5時まで

3 審査場所

和歌山県岩出市高塚513番地

有限会社岩出カースクール

4 定員

合計20名

5 審查対象者

審査の対象者は、次のいずれかに該当し、かつ、6に掲げる要件のいずれかを満たす者とする(警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)。

- (1) 和歌山県内に住所を有する者
- (2) 所属する営業所が和歌山県内にある者
- (3) 和歌山県公安委員会から、検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第8条の合格証(以下「旧合格 証」という。) の交付を受けている者
- 6 審査の種別及び級に応じた要件
- (1) 空港保安警備業務1級

旧検定規則の規定による検定(以下「旧検定」という。)の空港保安警備1級に合格していること。

(2) 空港保安警備業務2級

旧検定の空港保安警備1級又は2級に合格していること。

(3) 施設警備業務1級

旧検定の常駐警備1級に合格していること。

(4) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備1級又は2級に合格していること。

(5) 交通誘導警備業務1級

旧検定の交通誘導警備1級に合格していること。

(6) 交通誘導警備業務2級

旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格していること。

- (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
  - 旧検定の核燃料物質等運搬警備1級に合格していること。
- (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
  - 旧検定の核燃料物質等運搬警備1級又は2級に合格していること。
- (9) 貴重品運搬警備業務1級
  - 旧検定の貴重品運搬警備1級に合格していること。
- (10) 貴重品運搬警備業務2級
  - 旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格していること。
- 7 審査の方法
  - 学科試験及び実技試験とする。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

8 申出期間

平成26年10月15日(水)及び同月16日(木)の2日間の各日とも午前10時から午後5時までの間

- 9 審査を希望する者の手続
- (1)審査を希望する者(以下「審査希望者」という。)は、8の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課(審査受付専用電話番号:073-423-3344)に対し、電話による審査希望の事前申出を行うこと。

なお、事前申出は先着順に受け付け、申出者の人数が定員に達したときは受付を締め切る。

- (2) 事前申出時の注意事項
  - ア 審査受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
  - イ 電話1回につき、審査希望者1名のみを受け付ける。
  - ウ 1回の審査で、2以上の種別及び級の審査を受けることはできない。
  - エ 申出は、受付担当者からの審査希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと(即答できない場合は、受け付けない。)。
  - オ 審査に関して不明な点がある場合は、事前に12の問合せ先に確認しておくこと。
  - カ 上記の手続を経て、受付番号を取得した審査希望者を審査予定者とする。
- 10 審査申請書等の提出に関する手続
- (1) 審査申請書等の提出期間及び提出方法

9により審査予定者となった者は、平成26年10月28日(火)及び同月29日(水)の2日間の各日とも午前9時から午後5時までの間に、(2)の書類等を(3)の警察署に提出すること(郵送による提出は、受け付けない。)。

なお、当該提出期間内に審査申請書等を提出しなかった場合は、審査予定者に決定していることを 無効とする。

- (2) 提出する審査申請書類等
  - ア 審査申請書
  - イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 横の長さ2.4センチメートルで、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 1枚
  - ウ 旧合格証の写し
  - エ 手数料 4,700円(和歌山県証紙により納付すること。)
  - オ その他
  - (ア)和歌山県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等住所地が明らかとなる書面をいう。) 1通
  - (イ) 和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあっては、

当該営業所に所属することを疎明する書面(営業所所属証明書) 1通

- (ウ) 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある警備員にあっては、 (ア) 又は(イ) のいずれかの書面 1通
- (エ)和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあっては、(ア)及び(イ)の書面は要しない。
- (3) 審査申請書等の提出先
  - ア 和歌山県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署
  - イ 和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあっては、当 該営業所の所在地を管轄する警察署
  - ウ 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある者にあっては、住所地を管轄する警察署又は当該営業所の所在地を管轄する警察署
  - エ 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあっては、和歌山県内のいずれかの警察署
- 11 その他
- (1) 審査当日は、旧合格証を必ず持参すること。
- (2) 審査に合格した者には、審査申請書等を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。
- 12 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110 (内線3058)

## 公 告

#### 準都市計画区域の案の縦覧の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の2第1項の規定により、準都市計画区域を指定するに当たり、 当該準都市計画区域の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該準都市計画区域の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成26年9月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 準都市計画区域の名称
  - 白浜準都市計画区域
- 2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

和歌山県白浜町大字栄、大字内ノ川、大字保呂、大字平、大字中の一部、大字庄川の一部、大字十九 渕の一部、大字富田の一部の区域

3 準都市計画区域の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

白浜町建設課

4 縦覧期間

平成26年9月12日から同月26日まで

#### 公 告

和歌山県が発注する役務の提供等の契約に係る競争入札についての和歌山県役務の提供等の契約に係る 入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号。以下「参加資格要綱」という。)に定める 入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)に係る申請の受付を次のとおり行う。

平成26年9月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 対象とする契約の種類

別表に掲げる業務種目に係る委託契約、請負契約及び賃貸借契約(建設工事、建設工事に係る調査、 測量及び設計の業務並びにこれらに関連する業務に係るものを除く。)

- 2 申請者に必要な条件
  - 次の条件を満たさない場合には、この申請を行うことができない。
  - (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
    - ア 成年被後見人
    - イ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
    - ウ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例に よることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者で あって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
    - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契 約締結のために必要な同意を得ていないもの
    - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
    - カ 破産者で復権を得ない者
    - キ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
  - (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
  - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
  - (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
  - (5) 和歌山県の区域内(以下「県内」という。)に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、 県税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 申請日現在において、1年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあっては、原則として、入札に参加 を希望する業務種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
- (8) 入札に参加を希望する業務種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等(以下「許認可等」という。)を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

- (9) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者
  - イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
  - ウ 国、地方公共団体その他の公共団体(以下「公共機関」という。)の入札、契約その他の業務の 執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者(その刑 に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。)が 経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者
  - エ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を 用いる者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者
  - オ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札 制度の信用を毀損する者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者
  - カ エ又はオのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者
- 3 資格審査の申請

資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、参加資格要綱に基づき申請書及び次に 掲げる書類(以下「申請書類」という。)を提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合 には、その申請書類の一部について提出を免除することができる。

なお、申請書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

- (1) 法人にあっては、登記事項証明書
- (2) 個人にあっては、住民票
- (3) 印鑑証明書
- (4) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が発行した、県税(延滞金等を含む。)の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
- (5) 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
- (6) 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- (7) 入札に参加を希望する業務種目の営業に関して必要な許認可等を受けていること又は必要な届出等を行っていることを証する書類
- (8) 入札に参加を希望する業務種目について1年以上の営業経験(新たにその営業を始めた者にあっては、 その業務種目に類似した業務についての営業経験)があることを示す書類
- (9) 申請時に和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者にあっては、 その措置の終期を示す書類
- (10) その他知事が必要と認める書類
- 4 申請書類の提出場所及び申請書類の用紙の配布場所
- (1) 申請書類の提出場所

資格審査を申請する業務種目ごとに別表に掲げる申請窓口とする。

なお、各振興局地域振興部総務県民課(海草振興局を除く。)、東牟婁振興局串本建設部総務管理 課及び警察本部会計課を経由して提出することができる。

(2) 申請書類の用紙の配布場所

別表に掲げる申請窓口並びに各振興局地域振興部総務県民課(海草振興局を除く。)、東牟婁振興 局串本建設部総務管理課及び警察本部会計課とする。

なお、和歌山県のホームページからその様式をダウンロードすることができる。

- 5 資格審査申請の期間
  - 資格審査の申請ができる期間は、平成26年10月1日(水)から同月31日(金)までとする。
- 6 申請書類に用いる言語等
  - 申請書類に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 申請書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
  - (2) 申請書類のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
  - (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第9 5号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。
- 7 資格審査の結果の通知
  - 申請者には、参加資格要綱に基づき資格審査の結果を文書により通知する。
- 8 入札参加資格者の公表
  - 入札参加資格を有すると認めた者については、参加資格要綱に基づき所定の事項を一般の閲覧に供するとともに、和歌山県のホームページに掲示して公表する。
- 9 入札参加資格の有効期間
  - 入札参加資格の有効期間は、平成27年1月1日から平成29年12月31日までとする。
- 10 競争入札等の公示
  - 1の契約について条件付き一般競争入札等を行う場合は、和歌山県のホームページ等に掲示して公告する。
- 11 問合せ先
  - 和歌山県会計局総務事務集中課物品班
  - 郵便番号 640-8585
  - 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
  - 電話番号 073-441-2293

## 別表

## 役務の提供等の契約に係る業務種目及び申請窓口一覧表

	技術の使供寺の突約1	トマタス
	<b>業務種目</b>	申請窓口
大分類 1 建築物の	小分類	, ALL .
保守管理	1 建築物清掃	-
	2 建築物周辺清掃・保守	
	3 建築物飲料水貯水槽清掃	
	4 ボイラーの運転・清掃・保守	
	5 建築物ねずみ昆虫等防除	
	6 シロアリ駆除	
	7 净化槽保守	
	8 給排水・換気設備等保守	
	9 冷暖房設備等保守(ボイラー式のものは「4」による。)	
	10 電気設備等の運転・監視	
	11 電気設備等保守	
	12 音響、放送、時計設備等保守	
	13 有線通信設備保守	管品
	14 無線通信設備保守	財課
	15 テレビ電波障害対策設備保守	
	16 中央監視設備等保守	
	17 昇降機等保守	
	18 自動ドア保守	
	19 附帯設備保守	
	20 建具・床等保守	
	21 危険物施設保守	
	22 消防設備保守	
	23 避雷設備保守	
	24 建築物空気環境測定	
	25 建築物等の点検	
	26 建築設備の点検	
	1 1	

			業務種目	申請
	大分類		小分類	窓口
2	緑地管理、 庭木·芝管 理、樹木管	1	除草	
	理		樹木管理・芝生管理(剪定・殺虫消毒 を含む。)	
3	撤去作業、 凍結防止	1	船舶等解体	
		2	ボート等撤去	
		3	道路凍結防止	
4	警備	1	建物警備	管財
		2	機械警備	課
		3	港湾・空港施設警備	
		4	防犯パトロール	
		5	交通誘導・交通整理・警備	
5	廃棄物処理	1	産業廃棄物処理 (収集・運搬)	
		2	産業廃棄物処理 (中間処理・処分)	
6	情報処理	1	システム調査・分析	
		2	システム開発・改良・運用・保守	
		3	ハードウェア保守	情報政
		4	情報処理サービス	策課
		5	インターネットコンテンツ作成・運用	
		6	データ処理	

		業務種目	申窓	
	大分類	小分類	765.	
7	特殊設備 保守管理 (建築物に	1プールろ過装置保守管理		
	係るものを 除く。)	2 遊具・砂場保守管理		
		3 駐車場設備保守管理		
		4展示・映像・照明・音響設備保守	管理	
		5 ガス配管設備保守管理		
		6 道路・河川・港湾設備保守管理		
		7 船舶給水設備操作・保守管理		
		8 空港消防設備消防業務・保守管理		
		9 船舶保守管理		
		10 船舶無線設備の保守管理		
		11 排水・脱臭処理設備保守管理		
		12 海水・雨水処理装置保守管理		
		13 工業用水道施設運転・保守管理	**************************************	
		14 工業用水道設備点検・保守管理		
		15 交通安全設備・緊急通報装置点検 守管理	· 保	
8	機械等保 守管理 (建築物に	1 分析機器保守管理		
	係るものを 除く。)	2 計測機器保守管理		
		3 医療機器保守点検		
		4 事務機器・教育用工作機器保守管	理	
		5 高圧ガス製造機器保守管理		
			6 機械ボイラー保守管理	
		7 スポーツ用品・トレーニング機器 管理		
		8 自走建設機械・車両系荷役運搬機 守管理	械保	
	VT.V	9 ガントリークレーン保守管理		
9	運送∙保管	1 旅客運送		
		2.貨物運送		

		業務種 目	申請
大分類		小分類	窓口
9 運送・保管	3	自動車運搬	
	4	美術品運送	
	5	梱包・発送	
	6	保管	
	7	公用自動車運行・保守管理	
10 企画·広 告·手配	1	メディア制作	
	2	広告・広報	
	3	デザイン企画制作・写真撮影	
	4	大会・イベント企画運営	
	5	研修企画実施	
	6	旅行手配	
	7	賞状等筆耕	
	8	速記・テープ起こし	総 務
	9	壺花生け込み・貸植木	事務集中
11 測定·検 査·調査 研究等	1	環境測定(水質)	課
	2	環境測定(土壌)	
	3	環境測定(大気質)	
	4	環境測定(騒音・振動)	
	5	アスベスト濃度測定	
	6	ダイオキシン類測定	
	7	理化学検査・食品検査	
	8	臨床検査(医療機関外)	
	9	健康診断	
	10	被曝線量測定検査	
	11	調査研究・統計作業(社会経済分野)	
	12	調査研究・統計作業(自然科学分野)	
	13	地形調査・測量	

	1	業務種目	申請窓口
大分類		小分類	私口
12 森林整備 等	1	森林整備	
	2	森林調査(I)	· 森
	3	森林調査(Ⅱ)	林 整 備
	4	森林病害虫対策	課
	5	森林測量	
13 給食	1	病院給食	
	2	学校給食	
14 リース・レン タル	1	建物リース・レンタル	
	2	医療機器リース・レンタル	
	3	事務機器リース・レンタル	
	4	電話機器リース・レンタル	
	5	自動車リース・レンタル	
	6	建設重機リース・レンタル	総 · 務
	7	林業機械リース・レンタル	事務集中
	8	船舶リース・レンタル	課
	9	資機材リース・レンタル	
	10	白衣類リース・レンタル	
	11	医療基準寝具類リース・レンタル	
, <u> </u>	12	日用雑貨品リース・レンタル	
15 美術品·文 化財保存	1	美術品保存修理	
	2	文化財保存修理	
	3	文化財虫菌害防除	

	業務種 目	申請
大分類	小分類	窓口
16 人材	1 相談支援業務受託	
	2 保育業務受託	
	3 通訳・翻訳事務受託	総務
	4 医療事務受託	総務事務集中課
	5 総務事務・軽作業受託	中課
	6 人材派遣	
17 保険	1 損害保険	

## 諸報

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。 なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき 者にいつでも交付する。受領しないときは、平成26年10月3日をもってその書類の送達があったものとみ なされる。

平成26年9月12日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

1 事件名

和歌山都市計画道路事業3・2・5号松島本渡線に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称 平成26年8月28日付け和収第2号「裁決書正本の送達について」

3 送達を受けるべき者

丸山雅史(住民票上の住所 大阪府豊中市庄内栄町1丁目1番18号 居所 大阪府豊中市利倉西2丁目15-13)